

租税条約・租税協定の進展状況 (2018年10月1日～2019年8月30日)

Issue 147, August 2019

In brief

2018年10月1日から2019年8月30日までの期間においては、我が国について「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約)が発効し、その他にロシア、オーストリア、デンマーク、ベルギーとの改正租税条約、アイスランド、クロアチアとの新租税条約、バハマとの租税情報交換協定改正議定書について発効が確定しました。また、スペインとの改正租税条約、コロンビア、エクアドル、アルゼンチンとの新租税条約の署名が行われました。

米国との租税条約改正議定書は、2019年7月17日(日本時間7月18日)に米国上院議会で承認されました。今後両国での国内手続きを経た後に批准され、批准書を交換した日に発効します。

これにより、我が国が締結している租税条約・租税協定(2019年8月1日現在)は74(注)を数え、131カ国・地域(旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約で複数国へ承継されている国を含む)との間に適用されています。

(注) 74条約の内訳

- ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする租税条約: 61
- ・租税に関する情報交換を主たる内容とする情報交換協定: 11
- ・税務行政執行共助条約(多国間協定): 1
- ・日台民間租税取決め: 1

In detail

1. 租税条約(議定書)・租税協定の発効

2018年10月1日から2019年8月30日までの間に署名が完了し、発効が確定した租税条約(議定書)・租税協定等は以下のとおりです。

(1) 租税に関する二重課税の回避および脱税の防止を主たる目的とする租税条約・租税協定、租税条約・租税協定に関する交換書簡

相手国	発効日 (適用日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
ロシア	2018年 10月10日 (2019年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約」(注1)	免税(年金基金受取) 5%(議決権保有割合15% 以上・保有期間365日以上) 15%(不動産化体株式) 10%(その他)	免税	免税
			(改正点) ・条約の特典の濫用防止(LOB、PPT) ・移転価格課税の対応的調整に関する規定 ・情報交換の拡充 ・徴収共助制度		

相手国	発効日 (適用日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
オーストリア	2018年 10月27日 (2019年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約」(注2)	免税(議決権割合10%以上・保有期間6月以上) 免税(年金基金受取) 10%(その他)	免税	免税
アイスランド	2018年 10月31日 (2019年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約」(注3)	免税(持分(注)保有割合25%以上・保有期間6月以上) 免税(年金基金受取) 5%(持分(注)保有割合10%以上・保有期間6月以上) 15%(その他) (注)日本法人支払の場合は議決権、アイスランド法人支払の場合は資本	免税	免税
デンマーク	2018年 12月27日 (2019年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約」(注4)	免税(日本法人支払配当、議決権保有割合10%以上・保有期間6月以上) 免税(デンマーク法人支払配当、資本割合10%以上・保有期間6月以上) 免税(年金基金受取) 15%(その他)	免税	免税
ベルギー	2019年 1月19日 (2020年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約」(注5)	免税(議決権割合10%以上・保有期間6月以上) 免税(年金基金受取) 10%(その他)	免税(企業間受取等) 10%(その他)	免税
クロアチア	2019年 9月5日 (2020年 1月1日)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定」(注6)	免税(議決権保有割合25%以上・保有期間365日以上) 5%(その他)	免税(政府受取等) 5%(その他)	5%

詳細につきましては、以下、財務省ウェブサイト等をご参照ください。

- (注 1) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20180911ru.htm
 (注 2) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20180928at.htm
 (注 3) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181002is.htm
 (注 4) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181128dk.htm
 (注 5) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181221be.htm
 (注 6) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/PAGE000000000000232039.html

(2) 租税に関する情報交換を主たる目的とする租税協定及び交換公文

相手国	発効日 (適用日)	協定名または議定書名	主たる内容
バハマ	2018年 12月12日 (2017年 1月1日)	「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書」(注7)	2011年に発効した旧協定を改正し、OECDが策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的 情報交換の条項を導入

(注 7) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181112bs.htm

(3) 我が国の BEPS 防止措置実施条約の発効

寄託日(発効日)	協定名	主たる内容
2018年9月26日 (2019年1月1日)	「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(注8)	既存の租税条約への BEPS 防止措置の導入

(注 8) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20180927mli.htm

2. 租税条約(議定書)・租税協定の署名等

2019年8月30日現在、署名等が行われているものの、まだ発効していない条約(議定書)等は下記のとおりです。

(1) 租税に関する二重課税の回避および脱税の防止を主たる目的とする租税条約(議定書)・租税協定

相手国	署名日 (発効日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
米国	2013年 1月24日 /25日 (未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書」(注9)	免税(議決権株50%以上、保有期間6カ月以上の法人株主)	原則免税	(現行条約で免税)
			(現行からの改正点) ・相互協議手続きにおける仲裁制度の導入 ・徴収共助の(対象税目の)拡充		
スペイン	2018年 10月16日 (未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約」(注10)	免税(議決権保有割合10%以上・保有期間12月以上) 免税(年金基金受取)5%(その他)	免税	免税
			(現行からの改正点) ・恒久的施設に帰属する所得計算では、本支店間の内部取引に係る独立企業原則を適用 ・条約の特典の濫用防止(LOB、PPT) ・相互協議手続きに係る仲裁制度 ・移転価格課税の対応的調整に関する規定 ・情報交換の拡充 ・徴収共助制度		

相手国	署名日 (発効日)	条約名または協定名	投資所得に対する源泉地国課税の軽減または免除		
			配当	利子	使用料
コロンビア	2018年 12月19日 (未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約」(注11)	免税(年金基金受取) 5%(議決権保有割合20%以上・保有期間6月以上) 10%(その他)	免税(政府、金融機関間、年金基金受取等) 10%(その他)	2%(設備) 10%(その他)
			<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的施設に帰属する所得計算では、本支店間の内部取引に係る独立企業原則を適用、サービス PE ・株式譲渡益課税(10%以上の譲渡、税率10%以下、法人の組織再編成によるもの及び年金基金の取得は免税) ・条約の特典の濫用防止(LOB、PPT) ・相互協議手続 ・情報交換及び徴収共助制度 		
エクアドル	2019年 1月15日 (未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約」(注12)	5%	免税(政府、銀行受取等) 10%(その他)	10%
			<ul style="list-style-type: none"> ・帰属主義に基づく事業所得課税、サービス PE あり ・条約の特典の濫用防止(PPT) ・相互協議手続 ・情報交換及び徴収共助制度 		
アルゼンチン	2019年 6月27日 (未発効)	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約」(注13)	10%(議決権保有割合25%以上・保有期間6月以上) 15%(その他)	免税(政府受取等) 12%(その他)	3%(ニュース) 5%(著作権) 10%(その他)
			<ul style="list-style-type: none"> ・帰属主義に基づく事業所得課税、サービス PE ・株式譲渡益課税(25%以上の譲渡、税率10%以下、その他の譲渡収益は税率15%以下、法人の組織再編成によるものは免税) ・条約の特典の濫用防止(9PT) ・相互協議手続 ・情報交換及び徴収共助制度 		

(注9) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/250125us.htm

(注10) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181017es.htm

(注11) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181220co.htm

(注12) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190116ec.htm

(注13) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190628ar.htm

3. 租税条約・租税協定の交渉開始

2019年8月30日現在、締結交渉中の条約等は下記のとおりです。

相手国	主たる内容
ペルー	新租税条約の締結交渉を開始(2018年5月9日)し、現在も交渉中。
ジャマイカ	新租税条約の締結に向けた政府間交渉は2018年12月21日に実質合意(注15)に至り、現在も交渉中。
モロッコ	新租税条約の締結交渉を開始(2019年2月4日)し、現在も交渉中。
チュニジア	新租税条約の締結交渉を開始(2019年3月25日)し、現在も交渉中。
ウルグアイ	新租税条約の締結に向けた政府間交渉は2019年4月19日に実質合意(注16)に至り、現在も交渉中。
ギリシャ	新租税条約の締結交渉を開始(2019年5月8日)し、現在も交渉中。
フィンランド	租税条約の改正交渉を開始(2019年5月22日)し、現在も交渉中。
ナイジェリア	新租税条約の締結交渉を開始(2019年6月19日)し、現在も交渉中。

(注15) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181221jm.htm

(注16) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190419uy.htm

4. 改正租税条約及び新租税条約適用に係る留意点

改正租税条約及び新租税条約の適用に当たっては、減免税率等の適用日を確認し、条約の特典の濫用防止規定の適用上は、投資のストラクチャーへの影響も考慮の上、特典条項に関する付表(租税条約毎に国税庁のウェブサイトに書式が掲載されています)に係る情報の入手等の準備が必要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

パートナー
鬼頭 朱実

ディレクター
城地 徳政

ディレクター
荒井 優美子

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。